

## 平成31年第1回八雲町議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月12日

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

### ○出席議員（13名）

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君	
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君	
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君	
9番	三澤公雄君	11番	牧野仁君	
12番	安藤辰行君	13番	宮本雅晴君	
14番	千葉隆君	副議長	15番	黒島竹満君
議長	16番	能登谷正人君		

### ○欠席議員（1名）

10番 田中裕君

### ○欠員（2名）

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
総 務 課 参 事	紺 谷 英 友 君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室長	阿 部 雄 一 君	企 画 振 興 課 長	
財 務 課 長	鈴 木 敏 秋 君	兼行財政改革推進室長	竹 内 友 身 君
兼収納対策室長		兼情報政策室長	
保健福祉課長	戸 田 淳 君	新幹線推進参事	藤 澤 久 雄 君
商工観光労政課長	藤 牧 直 人 君	会 計 管 理 者	
教 育 長	田 中 了 治 君	兼 会 計 課 長	山 田 耕 三 君
		兼学校給食センター長	
学校教育課参事	本 庄 伯 幸 君	水 産 課 長	伊 藤 修 君
		建 設 課 長	馬 着 修 一 君
体 育 課 長	三 坂 亮 司 君	公 園 緑 地 推 進 室 長	
総合病院庶務課長	福 原 光 一 君	学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君
総合病院経営企画課長	竹 内 伸 大 君	社 会 教 育 課 長	
消防本部次長	大 淵 聡 君	兼 凶 書 館 長	吉 田 一 久 君
八雲消防署管理課長	高 橋 朗 君	郷 土 資 料 館 長	
		町史編さん室長	
		監 査 委 員	千 田 健 悦 君
		総合病院医事課長	沢 野 治 君
		消 防 長	櫻 井 功 一 君
		八雲消防署長	伊 丸 岡 徹 君
		八雲消防署消防課長	今 村 幸 一 君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】  
熊石消防署長 荒 谷 佳 弘 君 熊石国保病院事務長 桂 川 芳 信 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併議会事務局次長	岡 島 広 幸 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただ今の出席議員は13名です。  
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に佐藤智子さんと千葉隆君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。  
○議会事務局長（井口貴光君） おはようございます。ご報告いたします。  
本日の会議に、田中裕議員欠席する旨の届け出がございます。  
以上でございます。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 一般質問を行います。  
質問は昨日に引き続き、あらかじめ定められた順により各々45分以内に制限して、これを許します。  
それでは、まず三澤公雄君の質問を許します。  
○9番（三澤公雄君） 議長。  
○議長（能登谷正人君） 三澤君。  
○9番（三澤公雄君） おはようございます。  
早速入ります。いじりも問題なんだ、という認識を持たせたい。これか。  
滋賀県大津市のいじめ自殺訴訟の判決で重要なのは、いわゆるふざけ合っているとして見過ごされていた事例の1つ1つを丁寧に事実認定し、こうした関係性は仲良しの行為として見過ごされ、徐々にいじる側、いじられる側が固定化され、継続したいじりが自殺に結びつく相当な因果関係と、その認識があれば十分に予見可能な事例だと判決されたことが重要だと思います。  
八雲町の現場に置き換えた時、いじめ調査において、このふざけ合いやいじりへの認識は十分だったでしょうか。結果的に事件は起きていないのでよし、で済ますには相当な不安があります。見解を伺います。  
また、あらためて生徒の日常観察が重要だと痛感いたしました。現場の多忙さは深刻さを増しています。今まで以上に生徒やクラス運営に向き合える時間を増やしたいが、現

状はどのようなのでしょうか。お伺いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 三澤議員のご質問に、お答えいたします。

滋賀県大津市の事例は、全国に衝撃と深い悲しみを与え、国によるいじめ防止対策推進法の制定、各自治体や学校等における、いじめ防止対策の大きな転換になったことから、私もその訴訟の判決の行方を注視していたところでございます。

議員の言われるとおり、この判決の持つ意味は大変重要で、教育に携わる者すべてが、この内容を十分に噛み締め、襟を正して、生命の尊重と、いじめの撲滅に向かわなければならぬと考えております。

さて、いじりも問題であるのご指摘についてですが、当町の各学校においては、全児童生徒に、年複数回のアンケート調査を実施し、その状況について報告を求めております。

このアンケートの調査項目において、今年度からいじめと捉える内容を示した文言において、これまでの「あなたは、今日までにいじめられたことがありますか。」という質問を、「あなたは、今日まで、嫌な思いをしたことがありますか。」という文言に変えて調査をしております。

しかし、大津市の事例にもありますように、一見、単なるふざけ合いや、からかいとして見過ごされることも考えられますことから、当町では、日常的に、いじめを見逃さない教員の資質を一層向上させるために、昨年からいじめの防止に特化した生徒指導研修を、年3回ずつ開催しております。

こうしたことから、前述のアンケート結果におきましても、いやな思いをしたと答えた児童生徒には、慎重に教育相談を行い、子どもの状況を聴きとったうえで、いじめとして認知された場合は、全教職員で情報を共有し、適切な指導を行っております。

また、仮に、いじめとしての認知に及ばなかったような事例においても、必要な指導を行っております。

さらに、こうした事案については、短期間で解決とするのではなく、該当する行為が見られなくなった場合においても、約3か月間の期間を目途に、子どもの様子や学級内の様子を観察するよう指導をしております。

いずれにいたしましても、いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものであり、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然であるとの認識を教職員と共有し、日常的に、子どもと向き合う教員が、当事者意識を強く持って、いじめの未然防止に当たるよう、これからも指導してまいります。

また、教員が、子どもと向き合う時間を十分に確保するために、昨年4月より実施しております、八雲町教職員の働き方改善にかかる取組プランの取組の強化と、こうした教員の働き方の改善について、保護者、地域の一層の理解を図ってまいりたいと考えております。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今、答弁の冒頭の方で教育に携わる者すべてがという部分がありましたけども、僕は出来れば今まで教育に関心がなかった人もこの事件の判決を是非受け止めてもらいたいと思うんですよ。

それなので、ちょっと大津事件の関心のない方は、なんのことだか分からなかったら、この後質問を進める上で残念に思いますので、あらましをお話します。

約今から8年前です。中学校2年生の男の子が、学校に行く前にマンションの屋上から飛び降りて亡くなりました。

その事件をもって学校も教育委員会もアンケートを取ったんですけども、結果的にその後、そのアンケートには子どもたちがいじめを目撃していた例がいくつも書かれていたんですが、学校側も教育委員会関係も、そのことを重く受け止めずですね、調査は1ヶ月程度で終えて、この自殺といじめは因果関係がなかったという発表をしたんです。

そのことを父親、特にご両親が納得しないで、部外秘として扱うことと約束されていたそのアンケート結果を公表しまして、それで社会的に、広く、このいじめというものが大変だということが認識される一連の報道に繋がったわけですけども。

教育長が述べたように、この事件のきっかけにして国会でもいじめ防止対策基本法が制定され、そして八雲町においても、それをもとにして、いじめ対策の法律が出来ました。非常に社会的に大きな問題だったんですが。

その裁判が民事とはいえ8年経ってもまだ終わっていないんですね。2月19日の報道がこの判決の報道だったんですけども、数日前に被告とされた2人の同級生のうちの1人の方は納得がいかないと。自分のやった行為がいじめだというふうに認識はしていないと。私のせいで死んだのではないということで上告をしています。

これまでもいじめに関しての、両親や関係者が訴えた例はあまたあるんですが、そのほとんどがその生徒が自殺や、もしくは登校拒否とかに結びついたのはいじめだけのせいではないという判決が出て、なかなか今回の判決のように踏み込めなかった。それで特にいじめを何とかしたいという思いの、全国にいる関係者は残念に思ったんですけども。

この判決はやっとそこに踏み込みました。いわゆるいじる、いじられるという関係性を非常に重く受け止めて、1つ1つ丁寧に事実認定しました。判決文の中に本当に1つ1つ、普通民事訴訟においては判決文を述べるだけで、裁判長の方からそこに至った経過というのは示されないんですが、この判決結果は約5分ほど原告のお父さんを前にして裁判長が非常に丁寧に述べました。それは口頭なので、新聞報道でもすべては載っていないんですけども。どんないじめがあったのかということも丁寧におっしゃいました。首を絞める、ズボンをずらす、下着や頸部が見えるまでズボンをずらす。そのいじめられている対象者に逆に謝罪を強要するだとか、顔面に落書きをする、制汗スプレーが空になるまで吹き付ける、ガムテープを体中に貼る、脛に貼って引きはがすなどといったいじめを1つ1つ丁寧に事実認定していった裁判です。

そういうことを分かってもらいたくてここまで述べたんですけども、大津事件のことで深く掘り下げるつもりはなく、ここのことを、この判決でいじりという行為が日常的に行われていることにも、やはり注意深く日常観察しましょうと。そのことによっていじめは防がれるんだということを示されたと思うので、そのことを学校現場、今の八雲町ではどうなのかということ質問の冒頭に述べたんですが。

いじりいじられるというのは日常的というか。ごくごくゴールデンタイムのテレビでも今人気のトップを走っている芸能人やお笑いタレントさんは日常的な手法として使っているので、本当にごく自然に教室の現場に降りてくるんです。このことも是非議場にいる皆さんには認識してもらいたい。

そういったことが善悪のことを考えずに、教室現場に日常的に起こるんだと。もしくは先生と生徒の側においても起こるんだという認識のもとに、それが重篤な結果を招くようないじめに結びつかないように先生たちが注意深く観察しなきゃいけないという環境を我々は行政側、議会側としては保証してあげないといけないなというふうに私は思うんですけども。

今、教育長の答弁の中に、先生方においてもそういった日常的なことは見逃さないように研修は行っているというお話がありました。努力・工夫をおっしゃってもらいましたが、さて、そこに向き合っていきたいと思いますが。

今学校で行われているアンケート調査の用紙は私も手元にいただきましたので見させてもらいましたがこの、中のいわゆる初期では、いじめという文言でアンケートをとっていたものが、嫌な思いと、つまりいじめを広く捉えようという姿勢でアンケート結果は変わってきたんですが。

この中で、あなたは嫌な思いをした時に誰に相談をしますか、という設問が4番目に来ております。アからキのその他まで、家族や父母、友達と書いていますけども。この中で先生という答えを選んだ割合といいますか、そしてその先生に相談した結果、そのアンケートを答えた本人が解決に向かったと。気持ちが晴れたとか、そういった答えまで追跡調査をされていてほしいと思っているんですけども、その辺のところをお伺いしたいのですが、出来ますか。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 議長、学校教育課参事。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 今のご質問についてですけれども、ちょっとまだ今年度の結果について細かいところまでは検討していないんですが、例えば昨年度の例で申し上げますと、平成29年度では、嫌な思いをしたことがあると、小学校において答えた児童数が144件ありました。で、その中で誰に相談をしますかというところにつきましても、これ複数回答なのでたくさん出てくるとは思うんですけども、先生に相談すると答えた人が436件ございます。小学校の段階ではそのほとんどが先生、一番多いのは父や母なんですけども、2番目に先生ということで、その差はさほど大きくはありません。

で、これらの子どもたちが先生に相談して良かった、解決して良かったかということに

については、そこまで追跡したデータはないんですが。ただ、ここで申し上げますと、これらの嫌な思いをしたという子どもたち、昨年度の例につきましても、全数いじめが解消したというふうに、後の追跡で結果は出ておりますので、先生に相談した子どもたちもそういった面からすると全員いじめの解消には繋がっているんだろうというふうには判断しております。

以上でございます。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 年に2回アンケートをとっている、それを分析するっていうのは相当な事務量だと思います。非常に大変な中、教育委員会もいじめに向き合っているんだなということを十分に理解したうえで今質問しているということを分かってもらいたいなと思うんですけども。

先生に相談した結果、それが解決に結びついたというのが理想的な教育環境だと思うんですけどもね。

大津事件っていうのは、やはり法律を作るまで行ったので、相当な分析が進んでいるんです。その後、要するに自殺事件が起きた後、いろんな識者が調査委員会を組織しまして、その中でやはり相談した結果どうなったかというのを、翌年、翌々年とか追跡しているんですが、やはり少なくなったというのは全体の中で74%が先生に相談した結果、良くなったと。先生に相談した数のうちですよ。こういうものをやっぱり丁寧に調査し、そしてそれを教育現場、いわゆる職員室の中で共有できれば、より観察することが大事だということは、研修の中でも結びついているんでしょうが、是非、アンケートの有効活用という意味でも可能な時間を作って分析してもらいたいと思うんですが。

そういくと、後段にも触れてはいますが、学校の先生が日常的に子どもの観察、いわゆるもう一般的になっているいじりの状態から、それが固定化されていないか、より重度なものになっていないかということを追跡するというのは、相当な時間をかけて観察するんだと思うんですが。

今、先生方は例えば昼休みに一緒に給食を食べるだとか、授業との間の休憩時間にも教室にいて子どもたちを観察するだとかということが、またその後に放課後、ホームルーム等の時間が終わっても子どもたちの相談にのる時間が出来るだとかっていうことが可能でしょうか。

僕は今いろいろ現場のことを見聞きした時に、相当そういう時間を先生方は割けなくて大変な思いをしていると思うんですけども。率直なところそういったいじめを少なく、大きなものにすることがないようにするためには、向き合う時間をという関係性で質問をするんですけども、その時間は現状十分に確保されているという認識でしょうか。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 議長、学校教育課参事。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 今の質問についてですが。

まず、教員の勤務時間についてなんですけれども。通常、教員の休憩時間というのは、授業を終了した就業間際に設定されているので、実は朝に出勤した時から放課後一定の間になるまでは、ずっと休みがなく就業時間というふうになっております。

ですから、今ご質問にあった例えば給食を共にするだとか、休み時間も子どもと過ごすというのは、ある意味、教員の就業時間の中の業務の1つでございまして、そういった部分については十分に時間は確保されているのかなというふうに考えております。

ただ、ご指摘のように教員の業務も多忙化というか、多種多様化しておりますので。例えば放課後の時間の使い方として、子どもの観察だとか整理だとか、そういったもののみ充てる十分な時間があるかと言えば、それはなかなか確保できない現状にあると言わざるを得ません。

そういった中での先ほどの教育長の答弁の中でもありました働き方改革の中で、校内で、例えば業務を平準化するための分担をしたりだとか出来るだけ業務を削減したりだとか、そういったことを今年度の初めから取り組んでおりますので、これにつきましては少し時間をかけながら学校もだんだん適正な業務形態に変わっていくのかなというふうに期待しておりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 議員がおっしゃってますように、このいじめといじりの違いということを前段申し述べておりましたけれども。

一般的には、このいじりというのは一瞬であるとか単発のからかいということになりますけれども。いじめということについては、そうしたことが複数回継続、長く続くと。

いずれにしても、そうした行為を受けた人物が嫌だと、嫌な行為だと感じたら、それはいじめだと判断されておりますので、このいじめといじりの区別、私は無いものと、そのように考えております。

こうしたことは子どものみならず、大人社会にも現実に起こっている事例もたくさんありまして、改めて教職員に対して、このいじめ問題に対する認識を共通理解し、対処するように研修の充実等を図っているところでありますが。

この大津市のいじめ事件について、私が一番強く感じたことと申しますか、それは全教職員での情報の共有がまずなされていないと。また、日常的な教師の観察力が不十分ということ。教育委員会の調査結果にも数名の先生はいじめということを認識していたということも書かれております。そうしたことから学校内の教育力の低下ということを非常に危惧いたしました。こうしたことがあってはならないということで、今研修で一番重要視しているのが、この日常の観察力、あるいは全教職員での情報の共有ということ。こういうことについては指導するのは管理職でありますので、校長、教頭等にも強く述べているところであります。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 義務教育が小学校と中学校がありますけども、今、子どもに向き合う時間の確保という部分で質問した時の答弁をいただきました。

小学校と中学校を混同しないように、出来れば分けて僕も質問をしたいんですけども。クラス担任で、そのクラス担任が全ての教科を教える小学校と、専門教科ごとに担任というか指導教官が決まっています、その他に担任がいる中学校と、複数の目を持って子どもたちの日常を観察するといううえで、一長一短があるように思うんですね。

小学校は全てに責任をおいてその担任、もしくは副担任、学年団で観察するんだという意味での安心感もあるでしょうが、一方で、教師の例えばいじめ問題に関する認識の温度差によって、クラス運営が変わってくる傾向がありますのでね。その一長一短。

一方、中学校は各教科担任、そして学級担任の目があるから、複数で観察するという中で、逆に小学校時代からずっと同じ友達で上がっていく。いわゆる田舎の地元の学校ですから。八雲小学校、落部、野田生という環境で、中学校では若干の入れ替えというか、あるように思うんですけども、その中で中学校のいじめで問題視するのは、いわゆるラベリングされてしまっている。この子はいじめてもいい子なんだというふうに、直接的な加害者でなくても周りでそういうふうに見られてしまうという可能性も相当あると思うんですよ。それを引きずっていた後での中学校での生活というものは是非観察しなければならないというふうに。

だから、中学校では複数の目が保障されていると言いながら、既にラベリング、レッテルが貼られている子どもが、そのままいくといじめが深刻な状況になりやすいという環境もあるというふうに思うんですけども。

この2点を整理して今しゃべっていましたが、いずれも生徒に向き合う時間、そして観察する時間を十分に教育委員会としては確保していますよという答弁は、今小学校、中学校を簡単に整理した中でも、あるんだなと、認識したいと思っております。今、参事と教育長の答弁をもってしてもですね。

で、新たに問題提起をしたいのはですね、先ほど小学校の部分でちょっと申しましたけども、教師の認識の差、いわゆる今、議会で問題提起し、教育長や教育委員会の管理職の方が答弁していただいた部分で、共有されたなと、いろんな教育関係の問題が。でもそれが校長会、教頭会を通じて、各職員室での指導というか、共有する時間をもって温度差が生まれるんじゃないかなという危惧を持って質問しますけれども。

というのは最近、申し訳ないです、今日はちゃんと本の名前を調べて持ってくるはずが忘れてしまって申し訳ないんですが。最近、東京のある区立の校長先生が本を出したんですよ。最近では4万部とかってコマーシャルが出ているんですが、僕は3万部時代に期待を込めて買ったんですけど。教育委員会に所属した後に校長先生になって、校長先生の改革だけでもこれだけ学校は変わるんだという中間テストだとか期末テストを止めましただとか、いろんな学校では当たり前だということを止めることによって学校はこんなに変わる、校長によって変わるんだよということの見出しに僕は注目をしたんですけども。

何故この話をするかという、いわゆる教育長や教育委員会がこういった指導をもって

八雲町は挑んで欲しいんだという指針を示したとしても、いわゆる校長や教頭の段階の裁量権とか経営権の中で、そこがご自身の考えでバイアスがかかって変わってしまうのかもしれないという危惧をその本を読んで思ったわけです。

だから、ここで僕がこのいじめの問題を問題提起したとして、でも答弁するのは教育長、そして教育委員会の管理職の方です。各学校の校長先生1人1人に対して私達は事実を突きつけたり、調査をして、そういった質問ができないと思っております。

だから、各学校において八雲町はこうしたいんだという答弁をいただいて安心したいんですけども、そこに温度差やギャップが生まれる可能性はないのかなという部分でご質問をいたします。

もし、そういうことがあって、例えば大津事件のような重大事件にならないなという安心感を持ったのに、数日後や数年後に何か重大事件が起きた時に、そこから問題提起するよりも、今の段階でお聞きしたいんですが。ちょっとくどくなってすみません。微妙な問題なので丁寧に言ったつもりなんです。各学校において今教育長が述べたようなことの受け止め方に温度差が生まれるといったことはないでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 各学校での温度差がないかというご質問ですけれども。

私も教員の経験、そして1年間だけでしたけれども校長の経験もございまして、学校現場ということについては非常に思いを持っているものでありまして。校長会等で十分に論議した結果、教育委員会でこういう判断をしたということについては、各校長全て受けていただいて今日まで進んできていると。

ただ、温度差ということではないんですが、速さといいますか、速度といいますか、その差は感じておりますけれども、学校の規模であったり教職員の数等によって、そうした差は生じますけれども。教育委員会の方針について反旗を翻すといったら大袈裟ですけれども、そういう例は一度もなく、また課題が生じているような場合にあっては常に私は現場に走って、校長と十分に話し合い、出来る限りの指導と支援をしてきております。

ただ、私が今後に向けてどうしてもこれをしなければならないだろうという大きな課題をこのように捉えております。このいじめ問題に有効に対応するためには、まず明確に国と教育委員会、学校と教職員、家庭と保護者の役割と責任ということを今一度明確にすることが大事だろうと、そのように感じております。

その大きな要因の1つに、働き方改革のことも述べておりましたけれども、小学校の教員を長くやっておりましたが、チャイムが鳴ると職員室には誰もいなくなります。こうした職場はちょっと異様でないかなという感じもしないでもないんですね。ですから、全てが学級に入ってしまった、あとは空いてしまう職員室というのもどうなのかと。そうした面からもやはりこれだけ教員が不足という現状をもっと強く訴えて、何とか八雲の場合は、加配教員ということで数名いただいておりますけれども、これで十分ということではなく、そうしたことは強く訴えていかなければならない問題だろうと、そのように感じておりま

すし。

また、小学校、中学校の校種によって先生方の対応が異なっていないかという、そういう声もありましたけれども。これまでの指導の中で、どうもそうした事態、あるいは子ども同士の暴力行為等の対応について、教員がどうも委縮しているなど。毅然と対応できていないという事例もありました。こうしたことについても、やはり国が行うべきだと思うんですが、児童・生徒への規律の規程であるとか指導の基準、改めて明確に示す必要があると、そのように思います。

そうすることによって、教職員間の指導に差が生じることなく、児童・生徒や保護者から学校の指導に対する不公平感も払拭できるのではないかと。そのように感じております。

実際に生徒の生の声を聞くと、あの先生は非常に厳しいとか、あの先生は何でも言うことを聞いてくれるだとか、あの先生は構ってくれない、様々な評価をしております。これは教師側にも指導の不安があるのではないかなという感じがいたします。そうしたことからこうした規程をしっかりと設けて、我々もこの基準に則って指導していくというのが求められていると、そのように感じております。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 丁寧に答えていただきましてありがとうございます。

今役割と責任というお話がありましたけれども、本当に家庭もいろいろで子どももいろいろ、極端な例でこれは八雲の例ではないんですけども、自分に手があげられないということも煽って、先生の指導に対して逆に歯向かってくるような生徒もいると。家庭もまた子どもの声だけを信じるだとか。今、役割と責任という言葉の中でも、今は本当に教育現場は大変なんだなということを是非この議場で認識してもらいたいんですけども。

職員室が空になるというお話がありました。これは普通の授業の間のことですけども、これで1人生徒がクラスで問題行動、もしくは事件事故があった場合ですね、確か担任の先生はお宅の方に足を運ぶんですよ。現状の連絡と家庭で何かあったかだとか。

ただでさえ、教科の指導とかで、もしくは問題行動が散見されれば1件、2件と重なっていくので。加配をもってしても大変なところが、このごろは多めに先生を道教委の方から配置させてもらうのが狭くなっているという部分もあるところを、是非、教育委員会だけではなく町長の方にも理解してもらいたいんですけども。

今、丁寧に生徒と向き合うことの大変さと、業務が非常に膨大になるということの間接的にお耳に届くようなつもりで20分を超えてお話ししてきたんですが。道教委、道の方で先生を増やすというのが、かなりタイトになっているんですね。というのは、教師を志望する分母がやっぱり細ってきたので、加配をしたくても先生の免許を持っている人が少ないという現状が起きています。

で、こういった教育現場に、やはりマンパワー、人的な数で補う部分が必要だと思うんですが。で、僕は町の方に考えてもらいたいのはですね、一度、前任の教育長さんの時だったと思うんですけども。各学校に配置されている事務職をセンター化しまして、仕事を

1か所に集めるという意味ではないですよ、仕事をセンター化して、いわゆる少数の学校では事務職にも若干仕事に余裕が生まれるから、その部分、マンモスというか大きな学校の方のいろいろな問題に向き合う形でできないかという提案をしたことがあるんですが。これをさらに広げて、事務職、事務を担える方を、是非、町の方で新たに応援という形で教育委員会に配置するという事を考えてもらいたいんです。で、この方にいわゆるデスクワークでなくて、要するに家庭と学校を結ぶ役割が出来るような仕事、先生が職場である学校を離れて家庭に赴く、家庭は安心するんですよね、担任が来てくれるから。でも、そこを何とか理解する努力はこれから工夫が必要だと思うんですけども。先生の仕事をこれ以上増やさないという意味で、是非、事務職の人数を増やして、それで教育現場の周辺で起きること、だけれどそれは行政の方もしっかり把握すべきな、そういった問題や事件が大きくなる前に、教育委員会以外も間接的に把握できるという意味ではメリットがあるのかなと思うんですけども。そういった取り組みで人員配置を増やすという考え方に、今までの20数分間お話しした中で聞いていて、危機感を感じて、是非、その辺のところに結び付けて考えてもらいたいなと思うんですけども。あまりにも乱暴でしょうか。今、教職員が、つまり教育長の最後の答弁でもあったようにギリギリの人数でやっていると。これ以上、加配を求めても従来通り来ないんだと。だから教員免許がなくても応援する形という意味では、僕は学校の中に入るうえでは事務方の増員って思うんですけども。いかがなものでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） いくつかの課題が示されましたけれども。確かに教員不足ということで、今年はどうなるかというふうにして注視しておりましたら、期限付きだった先生がほとんど教員採用に合格するという。1.1倍という、ほとんど入ってしまったと。それは喜ばしいことなんですけれども、八雲のように毎期限付きの先生が6～7名必要だという町においては非常に厳しい、期限付きの先生を求めることが非常に厳しい状況にはなっていると、そういう実態にあります。

また、先生方の働き方改革を具体的にどう進めるかということで、細かいところまで調べていっているんですけども、どうも1つの壁にあたるなど。例えば給食指導であるとか、清掃指導、そして昼休みの巡回指導、こうした活動は省いてというふうな見方もするんですけども、先生方の生の声を聞くと、こうした活動はやっぱり子供たちのためになると、そういう思いから削ることは出来ないだろうというふうな声を発します。

部活についてもそうなんですけれども、ほとんどの先生はやっぱり時間外の勤務をするんですけども、その多くは子供たちのためにという、そういう思いが根底にあるということ。ですから、一概に機械的に割り振りをして、この時間はなしというふうなことはなかなか難しいなど、そういう思いもしております。

また、事務職のセンター化ということについても、以前議員さんからお伺いしたことがございます。八雲町の現状ですけれども、確かに八雲小中のような大きい学校では教職員

の数、児童・生徒の数が多いということで、1人の業務に大変負担がかかるだろうということで、八雲町においては、八雲小中に町独自で1名ずつ配置しております。それ以外の学校については、非常に小規模化ということもありまして、実際、事務員が配置されていない学校が2校ございます。で、配置されている学校の事務、そこも小規模校でありまして、事務量からしたら、大きい学校から見たら少ないと。そういう状況下にあって、この事務のいない学校に対して指導、あるいはお手伝いできるというふうな体制を取って、これは道教の方からも了解をとって、兼務発令ということで1年間過ごしてきております。次年度に向けてもそうしたことで、道教委に要請していこうというふうな考えをしております。

このような形で教職員のことについては今後さらに具体化していかなければなりませんけれども、事務の仕事については、こういう対応で今進めている状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、本当に私もこのいじめについてのいろんな報道を聞きながら悲しい思いをしている1人であります。

さらに、今、報道等々でもいじめも親のDVということもあり、本当にこの八雲もそういう近いようなことが起きているということもあり、大変、議員おっしゃっているとおり、学校の先生の仕事量の軽減ということも今、教育委員会で事務量なのか何かということも含めて今いろいろと協議しながら、町の支援をすることを考えているところであります。

また、私といたしましても、やはり昔は学校と親、並びに地域という、この3つの気が付く、私で言うと逃げる場所があったのかなという思いであります。

私はよく町内の保育園、幼稚園に行って、卒園式に挨拶をする時には、もしも小学校に行って困ったことがあったら役場に逃げて来てくださいね、なんてしょっちゅう言っている1人です。やはり子どももどこかに行って相談する場所があったらいいのかなと常々思っております。その1つの方法として自分で考えているのは学童とかそういう部分がありますので、そういうところに、そんな相談を出来る場所があったらいいのかなと思います、ただ、学童も今はこの八雲町だけでありますので、落部や熊石の方にも何かそういう場所も提供できたらなと思いつつながら先生の軽減等々も含めて、本当にこの地域の未来ある子どもたちをいい方向に育てていきたい、そういう思いは三澤議員と同じでありますので、いろいろと皆様方の情報を得ながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 小中一貫教育の、コミュニティースクールの目標としては、今、人員増員の話したんですけども、理想は地域でも担ってもらいたい、家庭の諸問題も地域で上手く、そういう極端な家庭が生まれないように上手くやっていってもらいたいという

部分はあると思うんですけども。その理想に行くには相当、今現実を認識した場合に違いがある部分があるんですよ。家庭も地域から孤立している、地域力も低下していて、一方で家庭の事情をそこまで把握されていないだとかっていうのがあるので。役割と責任を、机上でいろいろとお話すると理想論になってしまうんですけども、そこはしっかりと現実に向き合わないといけないと思うんですよ。

働き方改革というのは、いわゆる先生の仕事を減らそうという国の動きの中で、いわゆる時間を削るってことですよね。一方、僕いじめ問題を取り上げたのは生徒に向き合う時間を増やそうと、要するに時間をかける。時間を削るということと、時間をかけるということは相反することを今教育現場はやらなきゃいけない。

で、それを担うのは教職員免許を持っていて、赴任地だという、辞令1つで来た先生がここの、今僕はこの場に立っている子どもたちのためにという思いに、地域や我々行政、まちづくりをやっている人間がガツと乗っかって、その先生方の思いにだけに期待を込め過ぎても、今は、僕はかろうじてというか、回っていると思います。でも、どこかの段階で見過ごされるようなことがあって、それが学び損ねたことによって学力低下くらいで済んでいけばいいんだと思いますよ。失礼な言い方ですけどもね。

そうじゃなくて、こういった大津事件のように、もう大津事件だけ取り上げてもしようがないんですが、判決が出た後でも、毎日とは言いませんけども、子どもの自殺の問題は出ているんですよ、ずっと。こういった事件・事故が八雲で起こっちゃってから、ねここでワーワー言いたくはないので。

是非、各々の立場で役割と分担というんだったら、どこまで出来るのかということをもっと真剣に向き合ってもらいたいと思うんですよ。だから僕はここで教育長、教育委員会とお話をしてきましたけども、ギリギリ出来ることはやっている、可能な限り教育委員会はやっている。いろいろデータを取り、分析し、そのことによって指導し各学校でこうやって欲しいということは伝えているという現状を認めましてですね、さらにもう一步やるうえでは、やはりマンパワーを増やさなきゃならないんでないかなと、そう思うんですよ。

是非、今の町長の答弁はいろんなことがごっちゃになっているんだと思うので。今、直面している教育現場の問題に行政としてどうやって応援できるかといって事務職のってお話をしましたけども。

タイムリーでそういうことに取り組んでいるところもありまして。愛知の教育大学が事務職に、いわゆる親からの苦情を中立の立場で調停する専門家が必要だということで、愛知の教育大が、そういう人材を育てようという試みが始まっているそうです。だから僕は、たまたま僕程度のアイディアの中で、事務職を拡充して何とかそこで学校現場を助けられないかという、やはりそういう各地でもそういう思いがあって、それが実際に教育大の方でそういった人材を育てようということが今もう始まっているそうなんですよね。

是非、そういうことも町長の方では、愛知、名古屋、イコールにしちゃいけないんですけども、先んじて考えていただいて、各家庭に、例えば自分のアイディアが元になってい

でもっともだというのは変なんですけども。当事者である担任が、例えばいじめだとか学校でけんかがあったとか何とかってことで担任がいた時には、担任は当事者ですよ。親にしてみれば、よく来てくれたと歓迎する場面もあるでしょうが、逆に先生何をやっているんだという形で、せっかく行っても会わないだとか、最初から思い込みで入っていくというようなことが、僕は家庭訪問の中では相当あるのかなと。こういった時に第三者とは言いませんけども中立的な立場で、いわゆる調停活動が出来るポジションはどこかといったら、そういう直接的な教職員ではなく、いや、出来れば教職免許を持っていて、担任から離れて学年団の指導的立場にある方が行くっていうのが理想かもしれませんが、そういった時間がその先生にも取れないのが現実ですよ。であるならば、これはたまたまいじめから発生した家庭との繋がりというお話しをしていますけども、こういった技術を持った担い手がいろんなことがこれから出来る、コミュニティースクールを運営するうえでも、本当に理想的に地域と結び付くのはどうなるのかといった時も、そういった地域との繋がりを仕事の主にするような事務方のマンパワーがあれば、これまで以上に円滑に進むのではないかと思うので。

是非、今はもう臨時職員として事務職は配置してありますけども、さらに一步踏み込んで、教育現場の諸問題を解決できるようなマンパワーに充ててくださいという形でさらに拡充をお願いしたいと思いました。

で、改めて町長の見識を伺いたいですけども。さっきのは、ちょっと僕は的が外れていたと思うので。今いわゆる自分では丁寧に教育現場の先生方の限界ということを知ってもらいたいなと思って話したんですけども。そういった部分で、現場に対して応援という形での、さらなるマンパワーの配置を町長をお願いしたいと思いますが。

先ほどの研究という言葉で広く分かったつもりにはなりたくないのも、もっと具体的に。いや、全く今は考えていないというのであれば、考えていないというところに軸足を置いても良いんですが。この約今30分お話ししましたが、それを受けて、今後そういった提案を今聞いた段階でどういうふうな受け止められたのか、お伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員、このマンパワー、人の配置というのは今のところ考えてはおりません。

ただ、先生方の業務の軽減ということで、いろんなことが考えられるんだろうということで、今、相談をしておりますので。その辺を含めてこれから町としてもやっていきたいという思いでありますので、よろしくお伺いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 昨日、財政指標を見させてもらったので、人を増やすというのは、人件費が一番高いので、財政難の中では本当に難しいことだと思うんですけども。今、教育現場では働き方改革で仕事減らし、でも教育長はおっしゃいました。子どもたちのこと

を考えたら減らせるものってないんだと。そういうふうにも悩みながら働き方改革は急務で来ると思うんですね。職員室にもタイムカードが来て、残業というものを明確にするような時代が来るかもしれませんし。

一方で国は、今の政権は何もかもクソもミソも一緒にしてしまいますので、いじめ対策を強化するというので、この大津事件の民事判決が影響かどうかちょっと定かではないんですけども。逆に見過ごしてしまった先生や学校現場に対して罰を与えようという強化の改正が今準備されているというふうに聞きます。

これは先ほど町長のあった虐待の部分でも安倍さん、聞こえがいいと思って言ったのか、全国の虐待案件はこの1か月間で全て調査するんだって言ったけども、あれを各児童相談所の受けている案件から相談員の人数で割りますと、1ヶ月で1人400件以上扱わなければならないことになるんですね。もっと多かったかな。

だから勝手なことを言っている。いや、思いがあって言っているんでしょうけども。現場は大変なんですよ、今でも大変なのに。今度そういった虐待の現場で起こった国会の答弁が今教育現場でも起きようとしています。このいじめ対策基本法の改正案というのは委員会で練られている。その中ではそういった見過ごしてしまった教員に対して罰を与えようという。そういうことではないと思うんですね、僕は。行政がやるべきことは。今困っているのであればどうやってそれを応援するかという形だと思うので。

是非、チームとしての学校づくりということで、数年前からコミュニティースクールという形で学校現場も改革改善で努力していますけども。根本的には選手層が薄い、先生方だけでは、地域まで束ねるには数が追いつかない。

であるならば、しかるべきポジションを持ってその応援にまわるという意味で是非考えてもらいたいと思うんですけども。

残り9分ですが。実はもう1つ考えてもらいたい部分がありまして。大津事件の民事判決が先ほど冒頭で僕が述べたように細かく事実認定されて判決が出ました。この元になったのは、やはり調査委員会が詳細にしっかりと第三者として調査した膨大な資料があったから、それを証拠採用しまして、先ほど言った、首を絞める、ズボンをずらすだとか、死んだ蜂を口の中に入れてようとしただとか、もう本当に細かいことを1つ1つ事実認定していたんですけども。

八雲町もこの大津事件の後に出来た法律をもとにしていじめ防止対策の条例が出ておりますけども。この中でもし不幸にも事件事故があった時に、今の条例で作られる、いわゆる学校や教育委員会ではなく、そういったことを調査するポジションというのはどういうふうで作られるんですしたっけ。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 前段のお話からお答えしたいと思いますけれども。

今回の教育行政執行方針の中でも強く述べさせていただきましたけれども、私の教育理念は一貫して地域の子どもたちは地域全体で育てようという、この方針・理念のもとに教

育行政を進めてきております。

そこで31年度、来年度に向けては、この働き方改革とも関わりがありますが、このコミュニティースクールをより有効に活用できるような体制にもっていきたいという思いがございます。

今年度から全ての中学校区で実施されましたけれども、確かにその中学校区ごとに活動はされておりますが、全て学校主導で動いております。話し合いで決められたことは地域の方々も入っての結論ではあったんですが、実際に行動となると学校だけが動くという。そういう形をまず解消したいという思いがあります。

そのため、今後31年度には4中学校区の代表者でもって組織する連絡協議会を立ち上げまして、各中学校区ごとに行っている活動の情報共有、そこから啓発していきたいというのが1点。それとそれぞれに課題が生じますので、その課題を4つの中学校区共通に認識して解決していききたいと。加えて、この4中学校区、統一した研修あるいは視察等も行っていきたいと。

そうすることによって、働き方改革にどう影響があるのかということなんですが、進んでいる町をいろいろと調べますと、例えば放課後の学習活動であるとか、あるいは部活動に関わる放課後の運動についても、こうした組織の方々も役割分担をして指導してくれているという。

またコミュニティースクールとはちょっと離れるんですけども、実際に成果を上げたということで、今年度、文部科学大臣賞を知内町で受けております。

こうした実態を本町にも取り入れていくことによって、働き方改革にも大きく影響していくのではないかなと考えておりますし、先ほど述べた先生方の活動の中に給食指導、掃除等、昼休みの見守りというふうなお話しをしましたが、これ以上に例えば宿題のチェックであるとか、丸付け等々たくさんあります。そうしたことへの参加も可能ではないかということで、コミュニティースクールをさらに活性化させることによって、学校への関わりも強く打ち出されていく、そういう思いでおります。で、よろしかったでしょうか。

○9番（三澤公雄君） いや、後段の部分も答えてもらおうかなと。今の条例からいったら、そういった大津でいうところの調査委員会みたいなのはどういうふうに作られるんだしたっけ。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議員ご質問の条例上の手続きのことでございますが。

いじめが発生した場合におきましては、まずは条例に定められておりますいじめ対策委員会を活用して、教育委員会の方で調査をいたします。

その後、その調査結果を町長へ報告しまして、町長部局においてその結果を見て、必要と認める場合におきましては、新たな第三者機関、付属機関を設けてまして、調査を行うという流れになってございます。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 前段の部分の答えを改めてもらったので。でもその部分は教育長がおっしゃったようにコミュニティースクールでもまだまだやれていない部分があるので、その部分がやれば教育現場は助かるよというお話しだったと思います。そのことも是非進めていってもらいたいんですけども。それをもってしてもさらに人員配置は欲しいという形で自分はまとめたつもりだったので。いや、ありがとうございます。

で、もし事件事故が起こった場合の調査委員会の、いじめ対策委員会でまず調査してということだったんですけども。この委員の指名、指定の仕方というのはどういうふうになっていましたっけ。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 対策委員会の委員につきましては、まず5名で組織するというので。識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱することになってございます。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） まず初期調査はもちろん学校や教育委員会でやるんですけども、今お話ししたいじめ対策委員会の5名の委員が、これは教育委員会の方で指名をするって今答弁ありましたけれども、その方が調査をし、その調査が町長に行き、町長がその調査をもって不十分だという判断した場合に改めて第三者委員会のようなものを作るという答弁が最初にありましたけれども。その場合、町長側ではどういった形で人選をするんでしょうか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 条例上はそういった要件等は定められておりませんが、おそらく教育行政に携わるような、法律に携わる弁護士さん。その他、教育行政に識見のある方を委嘱することになると考えております。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 教育関係に強い人ということで、リストなんかは教育委員会の方から挙がるんでしょうか。こういう方が相応しいですよとか。当然、相談には乗るのかなと思います。今分かったように、ポンって挙がった場合に全然対応が出来ないのでね。多分、第三者委員会といってもその人選の下地なんかは教育委員会で示すんですか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） ただ今、課長が答弁しましたように、このいじめ問題については偏った人材ということは避けなければならないし、連携しなければならないということ

で、例えば警察、それから弁護士というふうな、あくまでも客観的な立場で対応できる方々。

そしてこのいじめ問題が犯罪行為という観点からも見ていかなければなりませんし、そうした方々に要請することになるかと思えます。勿論、学識経験者ということで、一般の町民の方にも入っていただくことになっていきます。

ここまで形作ったことはないんですけども、現在、各学校の生徒指導問題が、学校では対応しきれないという事例も出てきます。そうしたことを教育委員会、さらには外部の方々、有識者の方々に集まっていただいて、学校の生徒指導のサポートチームを今作っておりまして、30年度も3回ほど会議を持ちましたし、実際に学校の方にも入って指導をしたという、そういう状況があります。

以上です。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） ここしばらく国会の方でこの第三者制というのが非常にクローズアップされてきて、ここが軸足の置き方を間違っていると、せっかく時間をかけて調査しても信用されない。それでは何もならないし、行政全体が間違っただ目で見られるので。ここは改めて僕はクローズアップして、今のうちにちょっと考えてもらいたいと思うんですけども。

じゃあどうやって第三者制を担保するか。例えば重大事件が起こった時のことなので、その時のいわゆる被害に遭われた方は、学校や教育委員会に対して不信を持っているが、いじめ対策委員会の答えをもってしても、いじめ対策委員会の出自が教育委員会の指定なのかということで非常に不満が消えない。で、さらに上部の委員会を作ろうとしても、いわゆる学識経験者という形ですけども、教育委員会の方から名簿等が挙がるようであれば、第三者制はなんなんだという形で突かれたら残念だと思うので。

大津市の調査委員会が、なぜ信頼性を持たれたのかと言ったら、今まで第三者委員会を作っていなかったからかもしれませんけども。全国各地のいろんな識者も入れたということもありますけども。1つ見逃せないのが、自殺された、問題提起した親御さんに、この方でいいですかという形で推薦をもらったということが1つあると思うんですよ。それも1つ検討をする必要があるのかなと思うんですが。

一方で僕は第三者制ということに重きを置くんでしたら、是非、その人選の中間チェックの段階で、議会を活用してもらいたい。二代表制で選ばれているこの地方議会制度において、議会こそ、この行政のあり方についてチェックする最高で最大の機関だと思っておりますので、是非、そういった重大事件に向き合う時の調査委員会等を作る機会があったら、条例にしっかりとその人選は、最終的に議会のチェックが必要だというような形で考えてもらいたいなど。

それをもってして僕は最大な第三者制が担保されるのではないかなと思いますので。今の国会のあり方を見た時にそれを痛感しましたので、あえてこのいじめ問題を取り上げた時に、最後に力技で押し込みましたけども。

突然の申し入れですが、町長部局のお考えをお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員、もしもそういう場合、本当にこの第三者的な、客観的な意見を言うていただく、そういう人を選ぶというのは大変難しいんだろうなと思います。

今、三澤議員からその中の議会もあるだろうという意見でありますので。その辺は我々、特に私はあまり私のところまで来るような想定はしていませんでしたが、これからそういうこともあり得るということを想定しながら考えてみたいと。協議しながらもう少し深く対応策を考えてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 最後になりますけども、この大津の事件でいじめ問題についての難しいことを皆さんで共有したいなと思って問題提起しました。早期発見、早期対応がいじめにとって大切なので、それが予防に結びつくんですが。

一方でその対応の仕方だとかがしっかりと検証されて、1つ1つ、この時の対応が良かったのかという意味では教育委員会には引き続きこの検証作業をやってもらいたいと思うんです。

さらに教育現場は新しい学習指導要領の徹底とかも含めて、人員が今いっぱいいっぱいだという現状を町長にも認識してもらいました。

是非、さらに道教委や道に頼るだけではないマンパワーの充実も是非検討してもらいたいという意味で質問を構成いたしましたので、関係者には引き続き努力してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で三澤公雄君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、赤井睦美さんの質問を許します。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 子どもの権利に関する条例を制定しよう。ということで、1つ提案させていただきます。

今年1月に千葉県で小学4年生の女兒が、父親から虐待を受け死亡するという、とても痛ましい事件がありました。そのことについていろいろな報道がなされていますが、今回は児童相談所職員の人員不足だけではなく、市の関係機関の連携不足も要因の一つに挙げ

られています。子どもの様々な問題に関しては、決して他人ごとではありません。そこで、八雲町では子どもたちが安全に、安心して自分らしく幸せに過ごせるように、子どもの権利に関する条例の制定を提案します。

①政府は災害など緊急時に備えるためという理由から、小中学生の携帯・スマホの原則学校持ち込み禁止の緩和を示しました。しかし、災害時には通じない可能性があり、逆に日常的には健康面やネット上の有害情報などを考えるとマイナスの方が大きいと思います。町としてはどのようにお考えでしょうか。

また、そのことを判断するにあたって、子ども達の意見を聴く機会を設けることがありますか。

②野田市の事件では関係機関の連携不足も指摘されていますが、八雲町においてはそうした連携は十分になされているのでしょうか。

③去年は部活や学校の中でも、行き過ぎた指導による子どもへの人権侵害が報道されました。やるが多すぎて時間のなさにとかく指示、命令が多くなってしまう学校現場だともいわれていますが、八雲町の現状はいかがでしょうか。

④町長は子育て支援を強く打ち出し、給食費や医療費の無料化等を行い、子育てに優しいまちの実現に向かっていきます。そこで今度はさらに一歩進めて、子どもたちの権利に関する条例によって、町・学校・父母・地域が情報共有し、大人としての役割を果たしながら、子ども一人ひとりが愛され、見守られながら成長し、社会の一員として尊重される子どもに優しいまちを目指しませんか。以上です。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、はじめに赤井議員の、②と④のご質問について、私からお答えいたします。

児童虐待は、保護者の子育てに対する不安や、育児疲れによるストレス、孤立感など、様々な要因が絡み合い、引き起こされます。

八雲町においても、様々なケースについて、支援を行っている状況にありますが、常に、虐待の早期発見・早期対応に努めており、そのため、子どもだけではなく、保護者に対しても、母子保健活動を通じ、子育てに関する情報提供や、心身・養育環境の相談助言などを行い、また、保育所、幼稚園等の子育て支援機能を活かした、「おや？おや？安心サポートシステム事業」を推進しながら、園児と保護者の状況把握に、努めております。

虐待案件への対応につきましては、子どもの安全確保が、何より重要でありますので、八雲町要保護児童対策連絡協議会を中核として、児童相談所や教育・福祉部局、保健所、警察などの関係機関とともに、それぞれのケースに応じた支援内容や、見守り等の対応などについて協議を重ね、心身ともに安心して生活ができる環境へ導いていけるよう、連携を図っているところでございます。

なお、幸いにして、当町においては、児童の命に係わる重大な事案は発生しておりませんが、今般の痛ましい事件を認識し、更なる連携強化を図ってまいりたいと考えておりま

す。

次に、④のご質問についてですが、

いつの時代でも、子どもの健全な成長は、町民すべての願いであり、そのためには、地域全体で、次代を担う子どもたちを健やかに育て、支援していくことが重要であると、考えております。

そして、このように、地域全体で見守り、支援していく活動が図られることによって、子どもたちの権利も守られ、保障されていくのではないかと、感じているところです。

国連により採択されました子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を、国際的に保障するために定められた条約で、子どもを大人と同様に捉え、生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして参加する権利の、4つの大きな権利により保障され、人権を尊重し、子どもの意見や、思いを受け止める取り組みの実行を、我々大人たちへ求めているものであります。

また、この条約に限らず、児童福祉法や児童憲章などにおいても、人権に関する規定が設けられ、子どもたちを取り巻く環境への、最善の整備を、各自治体へ求めているものであります。

このことから、当町といたしましては、今後もこれら法令等に従い、子どもに優しいまちづくりを推進していくとともに、学校や青少年健全育成推進協議会との連携、協力のもと、ゆめ議会の開催などを通じ、子どもたちが社会の一員として、自らの権利を主張できる活動を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 赤井議員の、①と③のご質問について、答弁いたします。

はじめに、①のご質問についてですが、報道等によりますと、文部科学省は、災害時に連絡を取れないことを不安に思う保護者が多いことなどを踏まえ、小中学校への携帯電話やスマートフォンの持ち込みを原則禁止とした2009年の通知を見直すことを明らかにしました。

学校へのスマートフォン等の持ち込みは、議員の言われるマイナス面の方が多いとの考え方に、私も全く同感であり、当町においても、スマートフォンを介在しての生徒指導事故も増加傾向にあることから、各学校において、正しい使用方法やトラブルを避けるための研修などを警察署の協力をいただいで開催している状況にあります。

今後、文部科学省の検討の推移を注視し、対応する必要があると考えておりますが、現時点では町立学校において、持ち込みを認めることは考えておりません。

また、判断するにあたって子どもたちの意見を聴く機会を設けるかということですが、学校への持ち物などのルールは子どもへの教育的な影響などを考慮し、大人が責任をもって決定する事項でありますことから、そのような機会をもつことは今のところ考えておりませんのでご理解いただきたいと思います。

次に、③のご質問についてですが、部活動の指導に当たって、体罰や過重に負荷をかけ

た練習の指示など、部活動における不適切な指導についての報道をしばしば目にすることがございます。

その具体的な内容としましては、顧問と児童生徒の関係が結果を求めるあまりに、度を越えた負荷や指導と称して殴る、蹴るなどの体罰、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為などがあげられますが、それは学校教育の一環として行われる部活動では決してあってはならないことと認識しております。

当町におきましても、これまで、不適切な言動などの行為があった場合は、当該教員はもとより校長に対しても厳しく指導しており、現在、そうした事案は発生しておりません。

また、この度、国や道はこうした教師の指導の在り方や、過重な練習等による子どものバーンアウトを防ぐために、適切な部活動の在り方を示したガイドラインを作成しましたことから、当町においても、八雲町立学校における部活動の方針を策定し、平成31年度当初から適切な部活動の推進について、学校への指導を一層充実させる予定でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） スマホ、携帯の持ち込みは今のところ考えていないということで、とても安心しました。

先ほど警察署との研修会もやっているということだったんですけども、これは生徒ではなく先生達ということですか。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 議長、学校教育課参事。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 中学校では生徒等も一緒に参加して、また小学校でも一部児童が参加して、そういった携帯等の安全教室のようなものを開催しているというふうに聞いております。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） それはすごく良かったです。

それで前々回に置き勉をしてくださいという質問をした時に、置き勉というのは重たいから子どもたちの体のためによくないっていう、子どものために置き勉なので。是非、子どもたちと話し合ってくださいってその時はお願いしたんですけども。

ちょうど中学校の女の子たちに聞いたら全然、まだその時はしていなくて。で、先生に聞いたら今職員室でどこまで管理できるかという話し合いをしているから、まだやっていないんですよ、という答えだったんですよ。でも、その子はたまたま1年生だったんですけど、やっぱり私は子どもたちに置き勉ということは自らの責任を果たすことだから、子どもたちと話し合って、自分たちはどこまで責任を持てるのかというところをしっかりと話し合うべきだと思うんですよ。

ですから、この携帯においても、先ほど持ち物は大人が徹底して、とおっしゃっており

ましたけれども、やはり自分たちが小学校1・2年とかは別ですけれども、5年生以上だと自分たちが持ってきて良いか悪いかじゃなく、何故持ってきては駄目かという、せっかく警察と研修をしているのであれば、そこはもうしっかりと子どもたちと話し合っ、子どもの責任においてというところを徹底すべきだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） このスマートフォンの持ち込みについては、大阪の方から声が出されて、文科省で見直しをしているという状況にありますけれども。

この持ち込みについて児童・生徒から声をもらうということになりますと、そこまで子どもたちの意識というか考え方が大人になっていませんので、ほとんどは持ってきたいという、答えになろうかと、そのように想定されます。それを教師がどう受け止めて対応するかという課題も生じてきますし。

また、このIT化の時代に学校に持ってくるのは当然だろうという声も一部の学者で、声を出しております。ただ、これまでの事例、たくさんの生徒指導事項を見る中で、このIT機器を使った、あるいは携帯電話・スマートフォンによる、介在しての事故が多発しております。こうした状況を鑑みた時に、子どもたちの中で、そこまで理解して判断できるということについては難しいだろうと、そのように考えます。

また、学校に持ってきたとして、それを教師がどう管理していくか、例外的に持っている学校等、あるいはそれを許している学校については、学校に持ってきて電源を切って、勉強時間中は使わせないという、そうしたところが多いわけですがけれども、それではいかなものかという疑問もありますし。

いずれにしても当町においては、大阪等の大都市にあっては遠くから通学してくるお子さんもたくさんいるということになりますけれども、当町においてはスマホを持って緊急時の対応については必要ないと、そのように判断したところでございます。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） すみません。私も反対です。それで、駄目な理由をしっかりと伝えたいので子どもたちにもそういうことを自分の責任でもって考えてほしいというふうなことだったんですけども。

例えば、先ほど三澤議員との話の中でいじめ禁止の条例の話がありましたけれど、そのいじめ禁止の中に子どもの役割ということが書いていて、八雲町の子どもは互いに思いやり、ともに支え合い、いかなる理由があってもいじめをしません。八雲町の子どもはいじめを受けた場合は一人で悩むことなく、家族・学校・友達または関係機関等に相談します。八雲町の子どもはいじめを発見した場合、また友達からいじめの相談を受けた場合は学校、家族・友達または関係機関等に相談しますって、こう八雲町の子ども役割を書いているんですけど、これも子どもたちの意見を聞いたうえで作った条例なんですか。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 議長、学校教育課参事。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 今の件なんです、この条例の制定にあたってのお話しだと思っんですけども。これについては私が就任した時に引き継いで行ったものですが、当時、子どもの意見を聞いたというふうには引き継ぎはしていません。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） それはそれでいいんですけど、であれば、この子どもの役割ってどういう形で子どもたちに伝えてありますか。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 議長、学校教育課参事。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 毎年4月にこの条例をコンパクトにしたチラシを各学校、児童・生徒数分配布しております。その中にも子どもはこういうふうなことをするんですよ、ということは記載しておりますので、そういった形で、なるべく学校にはこういったチラシも生徒指導に活用してくださいというふうに伝えております。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 私、置き勉の時にも、そこまで子どもは育っていませんっていう答弁をいただいて、今も学校から子どもたちに行っていますって。でも子どもたちを、今は育ってなくても、育てていかなかったら、子どもはいつまでも大人から言われたことばかりやっついては受け身の子どもになってしまって、その子どもたちの意見をいう場所がなければ全て大人が敷いたレールを行くから。卒業してから、日本の子どもは自己肯定感が低いし、自分に自信を持ってないし、それから何かしろって言っても積極的に動かないっていう大人の判断になるんですけども。動けないことになっていると思うんですね、今は。

だからもう少しその辺を、子どもたちの意見を聞くってすごく時間もかかるし大変なことだと思うんですけども。そういう工夫を是非してほしいと思っています。

その中で②なんですけれども、先ほど子どもだけじゃなくて大人にもいろいろ育児のストレスがないように連携して対応していますっていう答弁で、そのとおりだと思いますし。八雲町はそういうふうに各課が連携して頑張っているから大きな事件もなく終わったと思いますけど。やっぱり何かがあった時の組織なので、何かある前の子どもたちの気持ちとか、子どもたちの意見を聴く場っていうのは、私はもっと必要だと思うんですけども。

そこは町長は条例を作らなくても、今までの法令で十分出来ているんだという答弁だったんですけど、その辺も出来ているとお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員ですね、子どもの意見を十分に聞いているかということ

だと思えますけども。十分ということには、なかなかいかないのかなと。事あるごとに意見を聴いているということでもありますので。それは教育委員会の方も、子どもの意見を聞きながら、いろんな情報を私どもにいただきながらですね、関係機関と協力しているという現状でありますので。

私たちにとりましても子どもの意見を聴く場というのは必要なのだろうということ、さらに認識を深めたということでもありますので。これからゆめ議会に頼らず、聞ける場面も想定しながら考えてみたいということでもありますので、ご理解をお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） これまで子どもに関する条例は青少年健全育成条例とか、あとは子育ての条例なんですけれども、育成条例というのは子どもがまっすぐに健全に育っていくようにという大人からの立場の条例であって。子どもたちの思いに沿うという、そういう形ではないと私は思うんですね。

あとは、子育ては給食費無料だとか、そういうのに出ていますけれども、本当に子育てしやすい環境を作っている。だけど、子どもたちの感じ方とか考え方とか悩みとか行動とか、そういうことを本当に自ら考えてお互いに子どもたちが支え合って、のびのびと自分たちの意見を言える場があり。で、それは当然ですけど、権利が認められると義務もくっついてきますから、自分たちがいろいろ話し合っただけで決めたことは、ちゃんと義務に沿って従っていくという、そういう経験を積むことによって大人になってはじめてまちづくりに対していろいろと意見が出せるんじゃないかと思うんですね。

企画課でも総合計画を作る時にたしか中学生・高校生の意見を聴いたと思うんですけども、そういうまちづくりに対してどうですかという意見を聴くこともそうなんですけども、子ども達の今の思いに私たち大人が寄り添うという環境がなければ、聞かれたらもちろん答えるけれど、決してそれには義務も伴わないし、責任も伴ってこないんじゃないかなと思います。

で、今、子どもというと18歳までなんですけど、あと2年で20歳になるし、15歳だとあと5年で成人になるんですね。

で、そういうふう考えた時に、さっき育っていないというお話がありましたけど、日々八雲町の中で子ども達がきちんと発言し、それを大人が、いやそうじゃないよって言い合いながら、自分たちの意見が認められる、そういう八雲町であることによって、大人になった時に積極的にまちづくりに関われると思うんですけども。そこは、私は条例なしでもやっていける。こういう方法があるんだよって言ってもらえるのであればそれが一番いいんですが。そのことについてはいかがでしょうか。

（何か言う声あり）

○7番（赤井睦美君） 何でも子どもって教育委員会ばかりですよ、私は町全体として考えてほしいですよ。教育委員会、教育委員会って何でも子どものことは教育委員会ってなっちゃうんですけど。

じゃあ、今の質問をやめて、もっと違う角度というか。子ども子育て支援事業計画というものがあって、これの基本方針1に子どもの権利を守る町に、って書いています。子どもを人として尊び、社会の一員として重んじる意識の寛容に努めます。子どもの巣立ちを促す環境を作るとともに、子ども自ら考え行動することを支援・尊重する機運を育みます、って書いてあるんですね。

だけど、ニーズ調査を見ると、子どもに関する調査は1つもなく、全部子育てに関する調査なんですよ。

だから子どもの人権を守りますって基本方針第一に書いているのに、ニーズ調査の中に小学生って書いているニーズ調査があって、これは小学生の声が聞けるのかなと思ったら小学生を育てている親の声だったんですね。

だから八雲町はこうやって子どもの権利を守る町に、って基本方針第一に挙げているのであれば、もっともっと子ども達の声を聴く環境を作るべきだと思うんですが、その辺はいかがですか、というところの答えでいいんですね。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員、本当に子どもの意見を聴いたり、子どもが自分たちのことを考え、さらに自分達の環境等々も考えながら我々に意見とか、こんなふうにしてほしいというような、そんなことを聞く場所と言われましたけども、今は大変少ないのかかと感じています。

直接的に、個人的には、小学生も高校生も中学生も、会って話をしますけども、なかなかそういう場所というのは想定していなかったということもありますので。もう少しその辺は研究してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 道内でも奈井江町を先頭にいろんな町が人権に関する条例を作っているんですけども。

その中で一番大事だと思うのは、子ども委員会というのを作っていて、子どもたちが5年生以上からそこに参加して、自分たちの学校はどうあるべきか、とか。自分たちそのものがどういうふう生きていくかっていう、そういうことを話し合う委員会があって、そこに大人の委員とともに条例に沿って自分たちはどうしたら本当に幸せに生きていけるのか、もちろん自分が幸せに生きるっていうことは、周りの友達の幸せも考えるということに繋がるので。そういう委員会を作ってやっている町がもう出てきているんですね。

本当に少子化で子どもたちがいないですから、その子どもが20歳になっても子どものままの意識だったら、本当に困るので。ちゃんと大人として育てるのが私たちの役割だから。そこには育成という言葉ではなく、自ら育つというところに私たちが支援すると、そういうことがすごく大事だと思います。

で、先ほどコミュニティースクールの話もありましたけれども、コミュニティースクー

ルはこのままだと本当に教育長さんがおっしゃるように学校主導の、後からついて行きます、そんなふうになっちゃだろと思うんですけども。

是非、地域の大人とコミュニティースクールの運営委員会だと思うんですけど、大人と中学生とか高校生、高学年とか、一緒に話をして、自分たちの学校をどういうふうにしていくのかだとか、この地域で自分たちはどう生きていくのかということコミュニティースクールの大人と子どもが話し合うことによって、私はやっぱり学校の役割ばかりではなく、地域の役割ってすごく大きいと思うんですよ。

ですから、そこは子どもの口から言わせるとい言いは辺ですけども、やっぱり地域の人たちに、朝ちゃんと自分が挨拶しなくても、おはよう元気かい、って言ってくれる地域だとすごくいいと思いますし。そういう大人の役割っていう、なんか今日顔色悪いけれど大丈夫？くらいなことを言ってもらえる、そんな大人たちに囲まれたら、子どもたちは安心して生きていけるなと思うんですけども。

是非、そのコミュニティースクールでも先生と地域の人だけじゃなくて、子どもと地域の人との話し合いの場を設けていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 先ほどコミュニティースクールの31年度の方向性ということでお話いたしました、その中で今、議員から提案があった子どもたちの声を聴く場といいますか、一緒に交えて話し合う場が可能かどうかも含めて、検討したいと思います。

○議長（能登谷正人君） 検討してくれるということですね。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 町長、ずっと付けていますけど、私も入手経路は違いますけれども、SDGsのバッチを持っています。これは誰一人取り残さない社会のために、持続可能な未来を作るという、そんな目的ですよね。で、持続可能な未来って、私たちではなく、私たちの下の子どもたちのために作ろうという、今、私たちに課せられた課題だと思しますので。

是非、条例がなくても出来るのであればそれに越したことはないと思いますんですけども。結局、男女共同プランもそうなんですけども、プランがなければ誰もそこに触れないんですけど、プランがあると町長の執行方針にも男女共同プランに従って進めていきますとかって書いてくれると、必ずそこに目が行く。

だから、子どもたちの人権もきちんと明記することによって、子どもの声を生かしていないとか、子どもたちの意見を聴いていないとかって、そういうふうに条例があることによって意識する、そこが大事だと思うんですね。

だから、条例がなくても出来る仕組みを考えてくれれば、もちろん、それにこしたことはありませんけれども。今まであまりにも大人が子どもを大事に守り過ぎちゃって、子どもが子どものまま大人になってしまうというか。大人になれずに子どもの心のままな

いるような気がします。

ですから、子ども達にもっともっとこの町を良くするためには、貴方たちにも責任があるんだよということをきちっと伝えて、みんなで幸せに生きていこうって、そういう時間を作って、年と共に心も大人に成長していくっていう、そんな町にしていきたいなと思うんですけども。

町長、条例を作るか作らないかというよりも、そういう機会をちゃんと設けて、子ども達をしっかりと子どもの生きる力をサポートしていく、そんな仕組みを作っていたきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員ですね、本当に今の子ども達というか、青年を見ても、なかなか私共から見ると自立していないような、やはり子供らしい大人というんですか、そういう人が増えているというのは、私もいろんな場面で聞いております。

この本当に難しいのは、やはり赤井議員さんがおっしゃっているとおり、条例を作ることではなくて、きちっと周りで、地域で育てていくということが大事なんだろうなということ、私もそう思っている一人でありますので。

ただ育て方というか、そういう関わり方というのは大変難しい問題がたくさんあるんだろうなと思っていますので。

もう少し、我々も研究しながら、どんな形でそういう場所を作ったり、そういうふれあいが出るかということ、もう少し考えてみたいと思っていますので。

是非、これからもいろんな情報なり意見があれば、私共に、議会でなくても、直接届けただけければ考えてみたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 子どもって出るとすぐに教育委員会っていうけども、先ほどの話を聞いても、学校も本当に家庭教育のことまでも先生が教えなきゃない、それこそ掃除を見ていなきゃ駄目だ、給食を見ていなきゃ駄目だって。そんなことですからね。何でもかんでも教育委員会、学校の先生じゃなくて、大人としての責任って、こっちの方たちにもあるわけで。

ですから、本当に子供たちを健全に育てるというのは、健全育成なんかじゃなく、子どもの考えに寄り添うという、そこが一番大事だと思うので。是非、連携して、お任せじゃなく、連携して、しっかりと仕組みを作っていたきたいと思います。で、そのことについては時々チェックさせていただきます。以上です。

○議長（能登谷正人君） 以上で赤井睦美さんの質問が終わりました。

ちょうどお昼になりますので、休憩をしまして、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

次に、横田喜世志君の質問を許します。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 早速質問させていただきます。

空家バンクの今後とは題しまして。空家バンクは、売却・賃貸したい人と購入・賃借したい人とのマッチングをする制度であります。

空家等の再利用を図り、管理不全となることを未然に防ぐことにより、環境保全と安心安全のまちづくり推進及び定住促進に寄与することを目的としています。当町のホームページを見ましたところ、あまり力が入っていない様に見受けられます。八雲町に何らかの関わりをもつ人は、このホームページから入って来る方が多いと感じられます。空家バンク制度の周知をし、ホームページの拡充が考えられないか伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、横田議員の1つ目のご質問にお答えします。

空家バンクは、議員おっしゃるとおり、空家等を売却や賃貸したい所有者と、空家を購入や賃借したい人との、マッチングを図るための制度であり、平成29年3月から、都市計画区域内で、試験運用をしております。

利用する流れとしては、所有者が町へ登録申請し、協力不動産業者が、不動産物件の必要事項を現地確認したあと、空家バンク登録となります。

登録後、町のホームページでの情報の提供を行い、取引希望があった場合は、不動産業者の仲介により交渉となります。

現在、登録されている物件は、1件であり、売却や賃貸借契約の成立実績もありません。空家バンクの登録件数が増加しない原因としては、八雲町内には、優秀な不動産業者があること、申請手続きが大変であるとか、建物が古く解体したほうが早いと思っている場合や、建物の中に家財道具があるため、その処分するのが大変と考えている等が想定されますが、各空家の建物の中の状況まで、把握できないのが実状であります。

いずれにしても、所有者からの申請がなければ、登録者数は増えませんので、今後も、引き続き子育て世帯への空家リフォーム補助制度の活用と合わせて、ホームページはもちろんのこと、広報紙や、要請があれば出前説明会なども積極的に行い、PRに努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 31年度の町政執行方針の5ページの中にも、それらの分野について、空家等対策については、という文言がありますけども。この中には先ほど町長が答

弁したように、子育て世帯がという文言がありますけども。

空家バンクという明確な制度というか、活用方法を謳っていない現状があると思います。だから、そういう空家バンクというものを知らしめる必要があると。イコール子育て世帯のためにということではないと私は思います。空家バンク制度というのは。

基本的に子育て世帯だけが移住してくるわけではありませんので。その分野で優秀な町内の不動産業者がいらしても、八雲町に関心のある人は八雲町のホームページから入ってきます。そのためにも空家バンクという部分が必要かと思いますが。もう少し力を入れる、まあPRするとは言いますが、答弁の中に不動産業者に鑑定をしてもらいという部分だとかも入っていますが、よくよく見ると、要は入れなくてもそれは成立するんでないかという文言があるんですが。それをどう解釈したらいいものかという部分もあります。

基本的に、賃貸したい人が登録をして、なおかつそういうふうに見てもらわなければ登録できないようなことではないと思います。この辺をもう少し詳しくお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員ですね、この空家バンクというのは個人の方が登録するということが基本であります。

先ほど議員は八雲町に來たい人は町のホームページを見ると、それは勿論のことだと思いますけども、八雲町に人はそれと同時に八雲の不動産業者にあたっているというのが現状であり、また空家等々、売りたい物件等々がある方も不動産業者をお願いをしているという事でもありますので。今この空家バンクというのは不動産業者をお願いをしていない、そういう物件が多いということを想定をしています。

ただ、私も空家を全て把握したわけではありませんけども。なかなか八雲には空家というのはそんなに多くないのかなという感じています。

特に落部地域には空いている家がほとんどないような状態で。空いている家は、外国人の実習生、研修生が使っているということもあり、町内見ても先ほど話したとおり、空いている家ですら家財道具が入っていて、まだ貸したり売ったりということを考えていないという方も多いように聞いておりますので。

これから横田議員のご質問のとおり、空家バンクの活用というのは必要だろうということで進めておりますので。これから広報誌等々も利用しながら皆さんに周知してまいりたいと、そういう考えでありますので、よろしく願いいたします。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） たまたま話を聞いた中で、現在住まわられていて、体調が優れないために、ということを考えて、どうしたら良いものかという人がいます。そういう人が相談する先として、例えば施設に入ると、今ある持ち家はどうか処分したらいいかということがあります。その中でその人は、要は町内の不動産業者しかないだろうと言うんですよ。そこをお願いするしかない。で、家もそこそこ年数も経っているので取り壊しをしなき

やないだろうというような話しか、まあほとんどそうだろうという、だろう、の話しかないわけです。直接相談しているわけではないので。

その中で、私としては中古物件として、こういう空家バンク制度があるので利用してみたいかというところをお伝えしました。

そういう、例えば不動産業者が鑑定した時に、このままでは住めませんよと判断された物件というものは、取り壊すしかないって判断してしまいますよね。でも実際、私も見ましたけども、当然、住めないような物件でも、購入した方がいらっしゃいます。

何故かというと、リフォーム出来るからというんですよ。そういう物件の判断というのは、中古物件として購入する側がそのまま使えるか、リフォームして使えるかと判断するんだと思います。不動産屋さんが、これはもう住めませんと判断することではないのではないかと。

で、先ほども言われたように個人が登録するとおっしゃいましたので、そこは町がもうちょっと窓口を広げて、基本的には載せるだけみたいな感じなので。これはもうちょっと、拡大解釈していったらおかしいけども、紹介することは可能なのではと思いますけども、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員ですね、これはあくまでも町は、個人で空家を売りたい、貸したい人はここに登録をしていくということで。町はこれから不動産業者に紹介をして、不動産業者が判断をしたり、その持ち主と色々な話をして決めていくということになっております。

町はあくまでもその建物の価値だとか、建物がどうこうという不動産業務は町ではありませんので、あくまでも不動産は、不動産業者を紹介させていただくというのが町の空家バンクということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、間口は、来る方はどんどん載せていくというのは広げたいと思っていますし、また、先ほどから言っているとおりPR等も進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） とりあえず載せてくれるということなので、町民の皆様もそれを活用していただきたいと思います。

移りまして、町有財産の今後は、と題しまして。

3月1日に室蘭市が行った市有地売却では予定価格をマイナス881万円あまりに設定し、予定価格どおりの落札でした。全国2例目、埼玉県深谷市のマイナス795万円に次いでのことです。付随する建物の解体費が土地評価額を上回ったためにマイナス入札価格となっていました。

当町にも未利用財産が見受けられ、早期に処分を考えなければならないと思うものがあ

ると思いますが、見解を伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

町有地の売却については、将来的に利用計画のない遊休地について、隣接者が譲渡を希望している場合には、随意契約により譲渡し、隣接者が希望しない場合については、一般競争入札により売却を進めてきております。

平成 29 年度の土地売り払い物件数は、3 件で、豊河町の建物付き売り払い物件を含み、316 万 8,000 円余りの売り払い額で、平成 30 年度は、これまでの土地売り払い物件数は、11 件で、熊石折戸町の建物付きの売り払い物件を含み、1,834 万円余りの売り払い額であります。

このようなことから、今後におきましても、遊休地等については、積極的に処分していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 今、町長から積極的にという答弁がありましたので、そうしていただければマイナスが少しでもなくなればと思いますが。現実、たまたまなのか、ちょうどいいのか分かりませんが、先ほど言われた熊石の折戸の物件が今回の町広報に載っておりました。これは熊石地区で売ればよかったんでしょうけども、売れずに全町募集になったということでございます。

この物件については、現実、マイナス物件に当たるような物件でありますよね。土地評価額も安いこともあって、そういう仕方のない部分もありますけども。あまりにも、熊石も今後、廃校になった小学校やらがありますので。その辺を考えて、傷まないうちに処分すべきかと思います。そういう建物の、例えば解体費がかなりいく物件として、熊石側の学校、廃校舎があると思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） まず、折戸地域のこの住宅については、土地の値段がまだちゃんとありますので、土地の値段と物件のことを差し引きしながら値段を付けたということで議員もご承知のとおりだと思います。

熊石の学校につきましては、まだ避難場所ということもあり、また地域でも使っておりますので、また地域の皆さんと相談をしながら、まだ売却するということは考えておりません。

ただ、利用する方法を今、地域の方々と煮詰めている段階でありますので。もう少し、各、関内の小学校、また泊川は太鼓の会や学校開放等々をしていますので、利用をされています。そして相沼小学校につきましては、いろんな計画がありますので、土地の利用方法も町で考えているところです。また、二中につきましても避難所ということも兼ねて

おりますので。その辺を含めて地域と相談をしているということでもありますので。

私は先ほども言っているとおり、八雲町のそういう物件というのは大変少なくなってきたのかと思うしております。特に遊休地につきましては、トンネルの工事事務所にお貸ししたりということで、ある程度進んでいるのかなと。ただ、まだまだもう少しありますので、その辺は横田議員がおっしゃっているとおり、町としても売り払いについてはマイナスもあろうかと思っておりますので、しっかりと吟味しながら公売をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 熊石地域についてはそういう廃校をいかに利用していこうかという段階であろうかと思っております。例えば、相沼でいけば、若干の議論もありますけれども、母と子の家というものがあったりとか、その部分をどうするんだという話も前から聞かされております。そういうところとの兼ね合いも考えながら利用方法を検討していくんであるかと思っております。

で、基本的には町長が言われるように避難場所であったりだとかをどうするかというのは、これから熊石側のハザードマップ作りに関連してくるんだと思っております。そういうことからいけば、基本的にはトンネル業者に貸している部分も35年～6年というあたりからは遊休地となっていくのかなと思っております。

その中で、立地適正化計画というのがありますので。そういう部分に向けていくためにも、今からある程度の計画性をもって、適正に公売をしていくということを考えていかなければならないと思っております。

今、答弁にもあったように適正に公売をしていくということに期待をして、質問は終わりたいと思っております。

○議長（能登谷正人君） 以上で横田喜世志君の質問が終わりました。

次に、関口正博君の質問を許します。

○2番（関口正博君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 関口君。

○2番（関口正博君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

クラウドファンディング型ふるさと納税の活用について質問をいたします。

本町のふるさと納税は、民間ポータルサイトさとふるを利用しているが、その中でクラウドファンディング型ふるさと納税も実施されております。

今まさに、噴火湾ホタテ養殖事業において、ホタテの大量死が大きな問題となっている。噴火湾ホタテ養殖事業の再生、また、噴火湾における新たな資源開発のために、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施できないかお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

自治体が実施するガバメント・クラウド・ファンディングは、特定の目的、目標金額、受付期間を掲げて寄附を募り、それに共感、賛同した方の寄附を資金として、その目的を達成するものであります。

現在、当町においては、ガバメント・クラウド・ファンディングのように、目標金額や、受付期間を設定していない形の、特定目的寄附として、研修牧場、医師招へい、熊石地域水産試験に係る、3つのプロジェクトを実施しており、今後は、寄附者に、プロジェクトの進捗状況等を随時公表していくとともに、共感、賛同が得られるよう、新たな特定目的の設定も必要であると、考えております。

議員ご指摘の、噴火湾ホタテ養殖の再生や、噴火湾における新たな資源開発のための、クラウドファンディングの実施にあたっては、先ほど申し上げたように、事業の目的、目標金額、受付期間を設定して寄附を募る必要があります、目的達成のために、どのような事業を行うか、そのための寄附金額や受付期間を、どのくらいに設定するのかなど、具体的な内容を整理、検討したうえで、実施すべきものと考えており、現段階においては、難しいものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（関口正博君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 関口君。

○2番（関口正博君） 昨日は宮本町議の方よりホタテの現状とその対策について一般質問がございました。ホタテのへい死の問題というのは、非常に大変な問題となっております、その中でも特に稚貝のへい死というのは、その影響が数年先にのぼる可能性というものもその中で指摘されております。

今漁業者は耳吊り作業、そして貝出し作業という繁忙期を迎えまして、実際にホタテに触れながら、大変不安な思いでいるのだらうと思います。

新聞やテレビ等でも噴火湾のホタテのへい死の問題というのは大きく取り上げられ、関係機関も調査に乗りだしているところでございます。しかし、原因究明には時間がかかることと思われまして、仮に原因が分かったとしても、すぐにはホタテの水揚げ量が戻るといふ確証があるわけではございません。

また、噴火湾ホタテが今まで高値で取引される要因となっていた、オホーツク産ホタテの台風被害による減産も、昨年より水揚げ量を大幅に回復している今の状況の中で、もし来年も今年の状況と変わらないとするならば、ホタテ養殖を営む漁業者の経営というものは、さらなる窮地へと立たされてしまいます。

噴火湾の漁業を未来に繋ぐためにも、現状の回復を願うことはもちろんのことですが、新たな噴火湾における資源開発というものも早急に手を打たねばならない課題だと考えますけれども、町長はその辺はどのようにお考えでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 私もこの噴火湾のホタテについては、大変危機感を持っている一人であります。先ほど関口議遺さんも、宮本議員さんの質問がありましたということであ

りました。本当に私も、この噴火湾については、支援と言ってもなかなか難しいのかなという事は理解しております。

ただ、短期的にというか、すぐに支援するものと、少し長く未来を見据えたこともやっていく必要があるだろうと。それにはやはりこのクラウドファンディングのような形なのが、支援策としてそういうお金が使えれば、かなり有効に使えるのかなと思っています。

先日、たまたまホタテの状況なんかで噴火湾の方で何とかしてくれという話をしていたら、津軽海峡の漁師の人から、我々もホタテをやっているんだと、町長、噴火湾だけでないぞと。我々のホタテももう3年も前から、3年貝になる前にみんな死んじゃうという話も津軽海峡の漁業者の方も声を大きくしておりました。

そしてまた新聞によると、留萌の方のホタテも悪いということで。やはり海の環境が少しずつ変わっているのかなと、そういう認識を今私もしておりますので。

私は先ほども言っているとおり、短期的にすぐ支援するもの、さらに長期的にやっていくものとする、先日、たまたま落部の議員の皆さんが若い漁業者の皆さんを集めていただいて、漁業のいろんな問題を漁業者自ら、特に若い漁業者の方から意見を聴かせていただきました。

また、それと同時に八雲のほうの若い漁師の方々とも意見交換をさせていただきました。やはり若い漁師の人は、今も大変だけど、これからも大変だということを強く言っていますので。その辺については、町としてもふるさと納税を利用していくというのは一番いい方法だろうということは思っておりますので。

この辺はまた議会の皆さんともご相談をしながら、仕組み、またどんな方法があるのか考えながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○2番（関口正博君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 関口君。

○2番（関口正博君） 町長からも有難い言葉をいただきましたけれども。確かに、漁業を繋ぐというよりも、この人を繋ぐということは非常に大事なことであると考えます。

ホタテに関しましては当然、良い状況ではないということは分かっておりますし、せめて人のやる気がそがれることのない様に、また町がそこに寄り添って、確かに援助とかではなくて、寄り添ってられるような政策というものを何とか打ち出していきたいなという思いで、このクラウドファンディング型のふるさと納税というのを提案させていただきました。

昨日の町長の町政執行方針の中においても、今後のふるさと応援寄附金の活用について触れられておりました、その中で特定政策を目的とした寄附の募集についても述べられておりました。ふるさと納税が返礼品の問題で過熱化している中で、新たな資金調達手段として非常に注目されている手法であり、今後これを取り入れる自治体もさらに増えてくるんだろうというふうに思っております。

現在は企画振興課の方でふるさと納税に対応しておりますが、従来の業務に加えて新たにこのクラウドファンディング型のふるさと納税を扱うということになれば、当然、仕事

量はさらに増えていくということになってしまいます。

元々クラウドファンディングはインターネット上で資金の調達を呼びかけるもので、SNSとの相性も非常に良いことで知られております。

以前、町内で行われたイベントにおいて、このクラウドファンディングの手法を用いてイベント開催に漕ぎ着けたケースというものがございました。

寄附者の共感を得る為のアイデアやPR活動も重要な要素となるクラウドファンディング型ふるさと納税においては、様々な方々の意見を取り入れることも必要だと思います。民間の方々との協働という考え方も含め、今後のふるさと納税に対応する組織体制づくり、またふるさと納税に対する考え方というものがどのようになっているかをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 確かに、このクラウドファンディング方式というのは大変有効だということは思っております。

先ほど言った目的型というのも、去年は一番大きかったのはやはり研修牧場、この上八雲に農業者と農協と町ということで研修牧場を作るんだということの目的でふるさと納税を集めたところ、約1億3,000万円ほどふるさと納税が集まりました。これはやはり今我々としてたら、1億3,000万、約1万3,000人の皆さんにダイレクトにいろんな情報を提供しながら、こういう状況ですよということをお知らせをしながら、またさらにふるさと納税をやっていただけるような、そんなことも今考えております。

議員おっしゃるとおり、このふるさと納税は私が就任した時から力を入れてやってきました。このふるさと納税も、私は当初この方式であればそんなに長続きしないのかなという思いがありましたけども、ここにきて国が3割で地元産品に限るということをはっきりと打ち出してきましたので、これは、私はある程度続くということをおもって想定をしました。

今年からはその辺も踏まえて、産業界の皆さんとしっかりと手を取って、ふるさと納税の新たな製品の開発や新たな仕組み等々も考えてみたい。

これはやはりこの噴火湾のホタテばかりではなくて、八雲町の大きな財源の1つになるだろうということを想定しております。

ただ、ホタテは今待ったがきかないということでもありますので、これから早急に目的のふるさと納税、もしくはクラウドファンディングを利用した、この噴火湾の未来に向けた漁業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 前向きな発言をいただきました。ありがとうございます。

せっかくちょっと調べてきたので、もう少しやらせていただきますけど。総務省の発表では平成29年度全国の自治体に寄せられた寄附金の総額は3,600億円を超えたということ

でございます。

今年度も残りわずかとなりましたが、それ以上の金額が予想されるとともに、今後ふるさと納税の市場規模というのは 5,000 億円に達するだろうというふうに予想されております。

我が八雲町においても、先ほど町長が申し上げられましたように、この制度が始まった平成 20 年には寄附件数 7 件、寄附総額が 48 万 1,000 円というところから始まりまして、平成 29 年には寄附金額 14 億円を超え、今年度は 36 億円を超える寄附金が寄せられているということでございます。本当に有難いことでございます。

還元率の高い返礼品の問題もありましたけれども、町内の事業者が提供する返礼品がさとふるのサイトにおいて、全国の返礼品の月ごとのランキングにおいて 1 位を取るなど、八雲町の PR、また産業振興の点においても多大なる貢献を果たしてこられました。

ふるさと納税に関しましては様々な意見がありますけれども、町長がおっしゃるとおり、今後も貴重な財源としてとらえなければなりませんし、今まで積み上げてまいりました実績の上に、新たな層を掘り起こす意味においても、このクラウドファンディング型ふるさと納税を積極的に取り入れていただくことをお願い申し上げ、またさらに漁業者の方々の思いにも答えるという意味でもクラウドファンディング事業、そしてホタテ養殖の再生と噴火湾の未来の資源開発に向けた取り組みというものを早急に進めていただきたい。それを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 以上で関口正博君の質問が終わりました。

これをもって通告の質問が全部終わりました。一般質問を終結いたします。

### ◎ 休会の議決

○議長（能登谷正人君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。3月11日に設置されました予算特別委員会における付託議案審査のため、3月13日から18日まで本会議を休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

### ◎ 散会宣告

○議長（能登谷正人君） 本日はこれをもって散会いたします。

次の会議は19日午前10時の開議を予定いたします。

〔散会 午後 1時37分〕